

## 第110号議案

### 訴えの提起について

次のとおり上告及び上告受理の申立てをするため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定に基づき議決を求める。

#### 1 第2審事件名

仙台高等裁判所平成28年(ネ)第381号国家賠償等請求控訴事件(原審 仙台地方裁判所平成26年(ワ)第301号)

#### 2 当事者

上告人兼申立人 石巻市

被上告人兼相手方 別紙1のとおり

#### 3 事件の概要

(1) 本件は、本市が設置運営する石巻市立大川小学校において、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震後の津波により、死亡した児童のうち23名の父母である第1審原告ら29名が、本市の公務員であり、宮城県がその給与等の費用を負担していた大川小学校の教員等に児童の死亡に関する過失があるなどと主張して、本市及び宮城県に対し、国家賠償法(昭和22年法律第125号)第1条第1項及び第3条第1項又は民法(明治29年法律第89号)第709条及び第715条第1項の規定に基づき、連帯して、総額22億6,245万7,642円の損害賠償金及び遅延損害金の支払を求めるとともに、本市に対しては、民法第415条の規定に基づき、同内容の支払を求めた事案である。

第1審は、本市及び宮城県に対し、国家賠償法第1条第1項及び第3条第1項に基づき、損害賠償として、総額14億2,658万3,714円及びこれに対する遅延損害金を連帯して第1審原告らに支払うよう命じたことから、本市及び宮城県並びに第1審原告らの双方が控訴したものである。

(2) 平成30年4月26日に第2審判決が言い渡された。

#### 4 第2審判決の内容

(1) 第1審原告らの本件各控訴及び第1審被告らの本件各控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

ア 第1審被告らは、連帯して、別紙2「請求額及び認容額一覧表」の「第1審原告氏名」欄記載の各第1審原告に対し、同一一覧表の「控訴審の判断」中の「認容額」欄記載の各金員及びこれらに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

イ 第1審原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その1を第1審原告らの負担とし、その余を第1審被告らの負担とする。

(3) この判決は、(1)アに限り、仮に執行することができる。

5 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

7 上告及び上告受理申立ての理由

仙台高等裁判所より上記事件についての第2審判決があったが、受け入れられる内容ではないと判断し、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第311条及び第318条の規定に基づき、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てをするもの。

平成30年5月8日提出

石巻市長 亀山 紘

平成 年 月 日議決

本市は、東日本大震災の教訓から、地域防災連絡会の設置促進や危機管理マニュアルの見直しなど学校防災の充実に努めてまいりました。大川小学校事故に係る訴訟の第2審判決が児童生徒の安全・安心を確保しなければならない学校設置者等の責務を示したことについては、本市としても真摯に受け止め今後の学校防災に活かしていきたいと認識を深めたところでもあります。しかし、それでもなお、本市としては、本判決について、以下の点などが受け入れ難く、最高裁判所の判断を仰ぐべきとの結論に至りました。

## 1 堤防の損壊に起因する津波流入の予見可能性について

### (1) 第2審判決の内容

東日本大震災前の時点で、地震が発生した場合、大川小学校付近の河川堤防が、地震動により天端沈下を起こしたり、津波の破壊力によって破壊したりして、そこから河川水が流入して大川小学校が浸水する危険があることを示唆する知見が存在した。大川小学校の校長等は、かかる知見等を総合して詳細な検討を行えば、大川小学校が津波の被害を受けることを予見することが可能であった。

### (2) 本市の考え

東日本大震災前の時点で、河川堤防が損壊して、そこから河川水が流入して大川小学校が浸水することを予見することは専門家でも困難であり、そのような事態が起きるといふ認識が一般的なものではなかったにもかかわらず、防災や堤防の専門家でない校長等が、それを予見することは不可能を強いるに等しいものと認識しております。なお、実際にも、東日本大震災において、大川小学校は河川堤防の損壊によって津波の被害を受けたわけではありません。

## 2 津波ハザードマップについて

### (1) 第2審判決の内容

大川小学校の校長等は、津波ハザードマップについて、独自の立場からその信頼性等について検討することが要請されていた。

### (2) 本市の考え

津波ハザードマップは、国の専門機関が公表した想定地震を踏まえ、県の専門機関が作成した津波浸水予測を基に、本市の防災担当課が作成したものです。各学校の校長等が、独自の立場からその信頼性等について批判的に検討することが予定されているものではありません。本判決の津波ハザードマップに関する判断は、山元町東保育所訴訟や野蒜小学校訴訟など、他の類似訴訟の仙台高等裁判所の判断とも相違するものです。

## 3 大川小学校が避難場所に指定されていたことについて

### (1) 第2審判決の内容

大川小学校が津波が発生した場合の避難場所に指定されていたことは誤りであった。大川小学校の校長等は、大川小学校を避難場所の指定から外すよう、市教育委員会に申

し出るべき義務があった。

#### (2) 本市の考え

本市は、津波ハザードマップの津波浸水予測と同様、当時の科学的知見に基づいて、津波が発生した場合の避難場所として大川小学校を指定したものです。大川小学校の校長等が、それを誤りと判断して、避難場所の指定を外すよう市教育委員会に申し出ることが、当時の知見に照らして可能であったとは考えられません。

### 4 地域住民の津波に対する認識について

#### (1) 第2審判決の内容

大川小学校の校長等は、「釜谷地区には津波が来ない」という釜谷地区の住民の認識が根拠を欠くものであることを伝え、説得し、その認識を改めさせた上で、在籍児童と釜谷地区の住民の避難行動が整合的なものとなるよう調整を図るべき義務があった。

#### (2) 本市の考え

過去の被災経験を含め、地域の実情に最も精通しているのは、その地域の住民です。大川小学校の校長等が、東日本大震災前の時点で、釜谷地区の住民の認識について、「合理的根拠を持たない」と判断したり、釜谷地区の住民を説得し、認識を改めさせたりすることは極めて困難であったと言わざるを得ません。

### 5 避難場所について

#### (1) 第2審判決の内容

大川小学校の危機管理マニュアルに、津波が発生した場合の避難場所として「パットの森」を記載しておくべきであった。

#### (2) 本市の考え

東日本大震災前の時点では、大川小学校まで津波が到来することは予見できなかったため、大川小学校の危機管理マニュアルに、津波が発生した場合の避難場所を定める法的義務はなかったと認識しております。

また、「パットの森」は、日頃、地域住民が足を運ぶ機会のない山林に過ぎず、遺族説明会で「パットの森」が初めて話題になったのは、震災後約1年7か月を経過してからのことでした。そのような場所を大川小学校の校長等が避難場所として選定することは不可能であったと考えております。さらに、第2審判決が認定した避難方法は、大川小学校正門から「パットの森」の林道入口まで、約700メートルの距離を歩くというもので、小学校1年生の足で20分以上もかかり、途中標高約2メートルの低地を通過するなど、津波が発生した場合の避難方法として明らかに不適當です。